

愛媛県青年農業者育成確保資金融資要領

〔 平成5年7月9日総農第479号 〕
〔 最終改正日：平成29年3月28日 〕

第1 目的

本制度は、農業の基本政策を推進するため、将来本県農業の中核的担い手となる青年農業者が生活設計を基調とする農業の長期計画に基づいて、自ら農業経営を開始し、拡大発展及び合理化に必要な資金を長期かつ低利で融通することにより、自立経営農家の育成を図ることを目的とする。

第2 青年農業者の定義

青年農業者とは、次に掲げる者とする。

(1) 農業後継者

中核農家の子弟で、主として農業に従事し（年間の農業従事日数が農業以外の業に従事する日数よりも多い者をいう。）、将来農業経営を実質的に承継し、その拡大発展が可能な18歳以上40歳未満の者。

(2) 新規就農者

新規学卒就農者（農業後継者を除く。）、UJIターン就農者又は非農家からの新規就農者で、主として農業を営み（年間の農業従事日数が農業以外の業に従事する日数よりも多い者又はその予定の者をいう。）、地域農業を担うのにふさわしい意欲と能力を有し、就農後3年を経過していない18歳以上40歳未満の者。

第3 融資対象

融資の対象となる資金は次のとおりとする。

(1) 農業近代化資金

愛媛県農業近代化資金融資要綱第3の1の(1)から(4)まで及び(6)に掲げる資金とする。

(2) 愛媛県農林漁業共同化資金

愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱別表2に掲げる資金とする。

第4 借受資格者

借受資格者は、青年農業者で普及指導員の指導により、別に定める「青年農業者生活設計、経営計画認定要領」に基づいた長期計画（生活設計及び経営計画）を地方局産業振興課に提出して認定を受けた者であって、男女の別を問わない。

しかし、一つの経営体に対して1人の青年農業者を対象として融資するものであって、同一経営体で数人の者に対する融資は行わない。

第5 融資機関

青年農業者育成確保資金の融資機関は、農業近代化資金制度及び愛媛県農林漁業共同化資金制度でそれぞれ定められているものとする。

第6 貸付限度額

貸付限度額は次のとおりとする。

(1) 農業近代化資金

一農業者につき、1,800万円以内とする。ただし、特定農家住宅の改良、造成又は取得のための貸付金にあっては400万円までとする。

(2) 愛媛県農林漁業共同化資金

愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱第1の5に定めるとおりとする。

第7 貸付利率及び利子補給

(1) 県の融資機関に対する貸付利率及び利子補給は次のとおりとする。

ア 農業近代化資金

融資機関の貸付利率は、愛媛県農業近代化資金融資要綱に定める利率以内とし、愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程に定めるとおりの利子補給を行う。

イ 愛媛県農林漁業共同化資金

融資機関の貸付利率を無利子とし、愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱定めるとおりの利子補給を行う。

(2) 市町における農業近代化資金の融資機関に対する利子補給については、従来どおり積極的に行われるよう配意されるものとする。

第8 償還期限及び据置期間

償還期限及び据置期間については次のとおりとする。

(1) 農業近代化資金

愛媛県農業近代化資金融資要綱第5の表に定める償還期限及び据置期間の範囲内とする。

(2) 愛媛県農林漁業共同化資金

愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱別表2に定める償還期限及び据置期間の範囲内とする。

第9 償還方法

償還方法は、原則として各年元本均等償還とする。

第10 融資率

融資率にあつては、事業費の100分の90以内とする。

第11 借入手続き

農業近代化資金にあつては、愛媛県農業近代化資金融資要綱に定めるところによる。愛媛県農林漁業共同化資金にあつては、愛媛県農林漁業共同化資金融資要綱に定めるところによる。

第12 融資枠

融資枠にあつては、予算の範囲内において別途定めるものとする。

第13 その他

(1) 青年農業者育成確保資金の融資を受けた者は、その経営状況を明らかにするための帳簿を備え付けなければならない。

(2) この資金を借り入れた青年農業者は、資金借入後1年以内に当該事業を完了するものとする。

(3) 青年農業者育成確保資金に係る農業近代化資金及び愛媛県農林漁業共同化資金とも借入申込書及び申請書には必ず「青年農業者育成確保資金（農業後継者又は新規就農者）」と朱書すること。